

地域型保育事業（事業所内保育事業）の認可について

1 地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度（平成27年4月施行）では、特定教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、**3歳未満児保育において市町村による認可事業**として、児童福祉法に位置付けたうえで、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして新たに地域型保育事業が創設された。同法で児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開できる事業となっている。

（1）地域型保育事業の類型

◆家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもと、少人数対象にきめ細かな保育を実施

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育者の居宅、その他の場所、施設
認可定員	1～5人
職員資格	家庭的保育者

※現在：市内1事業所（上郷飯沼 3545 自然保育のつばら）

◆小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育者の居宅、その他の場所、施設
認可定員	6～19人

- ・A型…保育所分園に近い類型
- ・B型…A型とC型の中間的な類型
- ・C型…家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型

職員資格	A型：保育士／B型：1/2以上が保育士／C型：家庭的保育者
------	-------------------------------

◆居宅訪問型保育事業

こどもの居宅で1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育を必要とするこどもの居宅
職員資格	必要な研修の修了者

◆事業所内保育事業

企業等が、主として従業員の仕事と子育ての両立策として実施

事業主体	事業主等
保育実施場所	事業所内の施設や事業所の準備した施設
認可定員	事業所の従業員のこども＋地域の保育を必要とするこども（地域枠） 20人以上（保育所の認可基準） 19人以下（小規模保育事業A・B型の認可基準）
職員資格	20人以上：保育士／19人以下：保育士あるいは1/2以上が保育士

※現在：市内3事業所（八幡町 592 保育室コッコロ（ナビ・スタッフ(株)）、毛賀 1707 輝山

会記念病院事業所内保育所八重のさくら保育園（医療法人輝山会）、川路 3467-2
川路おむすび保育園（社会福祉法人ゆいの里）

（２）地域型保育事業の設備及び運営に関する基準

ア 共通の基準

項 目	基 準
連携施設	●連携施設の設定が必要 ●連携の内容 保育内容の支援、集団保育体験、相談・助言、代替保育、卒園後の連携
非常災害	●消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、具体的計画を立て避難及び消火に対する訓練を毎月１回実施
一般的要件及び資質職員の基準	●職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の修得向上に努める。 ●他の社会福祉施設に併せて設置する場合、保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。 ●嘱託医及び調理員を置かなければならない。
衛生管理	●乳幼児の使用する設備、食器等、飲用水につき、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講じなければならない。
食事	●献立はできる限り変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含み、身体的状況及び嗜好を考慮したもの。 ●調理業務の全部委託可。連携施設からの運搬可。 ●調理のための過熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
健康診断	●利用開始時の健康診断、年２回の健康診断の実施。 ●職員の健康診断にあたっては、特に乳幼児の食事を調理する者について綿密な注意を払うこと。
重要事項に関する規程	●事業の目的及び運営方針・提供する保育の内容・職員の職種、員数及び職務の内容・保育の提供を行う日・乳児、幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始、終了に関する事・緊急時災害対策・虐待防止・その他運営に関する重要事項を定めなければならない。

イ 事業所内保育事業の基準

項 目	基 準
保育従事者	●保育士 事業所内保育事業所一につき、保育士は２人を下回ることはできない。（保健師又は看護師を、１人に限り保育士としてみなす。） ●その他保育に従事する者 市長が指定する研修を修了した者
職員数	●０歳児 ３人につき１人 ●１・２歳児 ６人につき１人
保育室等	●０～２歳未満児（乳児室・ほふく室） １人につき 3.3 m² ●２歳以上児（保育室） １人につき 1.98 m² ※保育に必要な用具を備える ●トイレを備える
屋外遊戯場	●同一敷地内に屋外における遊戯場に適した広さの庭（付近の代替地可） ●２歳以上児 １人につき 3.3 m²
給食設備	●調理設備
給食職員	●調理員 調理業務の全部を委託する場合や連携施設から搬入する場合は不要

耐火基準等	●火災報知機、消火器の設置 ●消火訓練及び避難訓練を毎月 1 回実施
保育時間	● 1 日 8 時間を原則とし、保護者の労働時間や家庭状況を考慮し定める。
保育の内容	●保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供及び保護者と密接な連絡により理解及び協力を得る。
受入園児	●利用定員に応じ、従業員のこどもの他に、地域の保育を必要とするこども（地域枠）の定員を設ける。

（３）利用者負担額（保育料月額）

階層	世帯の階層区分	3号認定（3歳未満児）	
		保育標準時間(11h)	保育短時間(8h)
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	9,000 (0)	6,000 (0)
3	所得割課税額 48,600 円未満	19,400 (9,700)	13,400 (6,700)
4	所得割課税額 72,800 円未満	26,700 (13,350)	20,700 (10,350)
5	所得割課税額 97,000 円未満	29,500 (14,750)	23,500 (11,750)
6	所得割課税額 133,000 円未満	33,200 (16,600)	27,200 (13,600)
7	所得割課税額 169,000 円未満	37,100 (18,550)	31,100 (15,550)
8	所得割課税額 235,000 円未満	43,000 (21,500)	37,000 (18,500)
9	所得割課税額 301,000 円未満	48,900 (24,450)	42,900 (21,450)
10	所得割課税額 397,000 円未満	59,000 (29,500)	53,000 (26,500)
11	所得割課税額 397,000 円以上	65,200 (32,600)	59,200 (29,600)

＊右欄の（ ）内は同時入所・多子軽減で半額となった金額

○保育料負担軽減の拡充（令和 6 年 9 月～）

1 多子世帯の負担軽減 ※1

- （１）第 2 子 2 歳児クラスの保育料無償化【市独自】
- （２）第 2 子 0・1 歳児クラスの保育料半額
- （３）第 3 子以降の保育料無償化

2 低所得世帯の負担軽減 ※2

- （１）低所得世帯の保育料軽減（第 1 子半額、第 2 子無償化）

3 多子と認定する際の 1 子目の年齢を「18 歳未満の子」から「22 歳未満の子」まで引き上げ

※1 国制度の同時入所要件等により、すでに軽減されている世帯を除く

※2 国制度の低所得世帯・ひとり親世帯等への軽減施策により、すでに軽減されている世帯を除く

※従業員枠のこどもの保育料については、飯田市が定める額を上限として、各事業主の判断のもと設定される。

※事業主が福利厚生・人材確保の一環として、事業主の負担において、従業員利用者の保育料を地域枠のこどもの保育料より軽減することが可能となる。

（４）その他

- ・入所する児童は、従業員枠・地域枠ともに居住する市町村において、保育認定が必要となる（保育要件がない児童は私的契約となる）。

2 申請団体及び施設の概要について

株式会社 HEART（ハート）は、就労継続支援や放課後デイサービス事業等を展開し、障がい者、障がい児への支援を実施している。事業所で働く職員に子育て家庭の職員がいること、人材の確保の一助となることから令和6年10月開設に向けて、事業所内保育所の開設の検討を進めてきた。

配食サービスとして使用していた部屋を保育室として改修予定であり、以下のとおり事業開始を目指し、令和6年6月11日に飯田市へ認可申請書（P8）が提出された。

- 【施設名】 IRIECOCO 保育園（アイリーココ）
 【事業主体】 株式会社 HEART（代表取締役 大間 厚子）
 【所在地】 飯田市大瀬木 4338-2
 【利用定員】 10人

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	合 計
地 域 枠	3人	1人	1人	5人
従業員枠	2人	1人	2人	5人
合 計	5人	2人	3人	10人

- 【職員数】 8人（管理者1人、保育士6人（常勤2人・非常勤3人・代替1人））

年 齢	定員	配置基準	必要人員
0歳児	5人	1：3	1.6人
1歳児	2人	1：6	0.3人
2歳児	3人	1：6	0.5人
合 計	—	—	2.4人

- 【開所時間】 午前7時30分～午後7時00分

保育標準時間 午前8時00分～午後7時00分（11時間）

保育短時間 午前8時00分～午後4時00分（8時間）

- 【休園日】 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

- 【事業開始予定日】 令和6年10月1日

- 【食事提供】 調理委託（認定こども園 ビバ・チャイルドから給食搬入）

アレルギー対応：飯田下伊那保育園・幼稚園給食アレルギー対応食指示書に基づき食事を提供（専用容器使用等）

- 【健康管理】 乳幼児対象 年2回 職員対象 年1回

- 【苦情対応】 苦情窓口の設置及び第三者委員の設置

- 【地域社会との交流及び連携】 連携施設の中村保育園との交流（運動会、自然体験、農業体験、夏祭りなど）

- 【保育の質の評価・改善】 外部評価 定期的に第三者評価を実施

保育所内外の研修に参加、保育士の自己評価の実施など

- 【施設】 保育室・乳児室 60.25㎡ 屋外遊戯場 施設横の庭

区 分	種別	面積基準	施設面積
2歳児未満	乳児室・ほふく室	3.3㎡×7人=23.10㎡	30.50㎡
2歳児以上	保育室・遊戯室	1.98㎡×3人=5.94㎡	29.75㎡
	屋外遊戯場	3.3㎡×3人=9.90㎡	38㎡

【収支見込】

(単位：千円)

所要額		令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業費所要額		2,218	4,582	4,872
	保育材料費	500	600	600
	給食材料費（連携施設委託料含む）	628	1,642	1,932
	光熱水費	300	720	720
	その他	790	1,620	1,620
人件費所要額		6,108	12,711	13,042
	職員給料（常勤・非常勤）	5,170	10,760	11,040
	法定福利費	938	1,951	2,002
事務費所要額		2,345	2,850	2,850
年間運営費合計（A）		10,671	20,143	20,764
運営費財源（B）		6,420	16,164	24,404
	運営費【市】	6,000	15,000	23,000
	実費負担【利用者】	420	1,164	1,404
収支（B）－（A）		△4,251	△3,979	3,640

【連携保育施設】 認定こども園 中村保育園

- ・卒園後（年少児クラス）の受け皿としての支援
- ・集団保育の機会の確保（園開放や行事等における交流活動）
- ・園庭の利用

認定こども園 ビバ・チャイルド

- ・給食の提供

【非常災害・訓練】 消火設備、マニュアル（火災、地震、不審者）

避難訓練 年12回、消火訓練・通報訓練・不審者訓練 年各1回

3 審議会での意見聴取

児童福祉法第34条の15第4項においては、家庭的保育事業等（地域型保育事業等）の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないとされている。

当市においては、飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会（飯田市版子ども・子育て会議）が上記の機関に該当するため、本分科会の審議に付し、事業所内保育事業の認可について意見の聴取を行うことになる。

■事業所内保育事業の認可基準について

施設の基準			認可申請事業所内保育事業	
類型	認可保育所（参考） ＊20人以上の場合	事業所内保育事業 （小規模A型）	IRIECOCO 保育園	
			類型	事業所内保育事業 （小規模型）
			運営主体	（株）HEART
			所在地	大瀬木 4338-2
対象年齢等	0～5 歳	0～2 歳児	0～2 歳児	
定員	20 人以上	19 人以下	10 人 （地域枠 5 人）	
連携施設	不要	要	有 （中村保育園） （ビバ・チャイルド）	
調理方式	自園調理	自園調理	連携施設から搬入	
連携施設からの搬入		可		
設備・面積				
保育室	1.98 m ² /人	1.98 m ² /人	基準適否	○
			9.91 m ² /人	
乳児室	1.65 m ² /人	3.3 m ² /人	基準適否	○
			4.35 m ² /人	
ほふく室	3.3 m ² /人	3.3 m ² /人	基準適否	○
			4.35 m ² /人	
屋外遊戯場・庭 （2 歳以上）	3.3 m ² /人 （代替地可）	3.3 m ² /人 （代替地可）	基準適否	○
			12.60 m ² /人	
調理設備・調理室	調理室	調理設備	基準適否	○
			調理設備 （連携施設から搬入）	
医務室	要	不要	無	
耐火基準等 （2 階建以上）	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	1 階部分で実施のため 非該当	
職員				
保育従事者の資格	保育士	保育士	基準適否	○
			保育士	
人員配置	0 歳児 3:1 1・2 歳児 6:1 3 歳児 20:1 4 歳以上児 30:1 （全体で 2 人以上）	0 歳児 3:1 1・2 歳児 6:1 に 1 人を加えた数 （全体で 2 人以上）	基準適否	○（※）
			0 歳児 3:1 1・2 歳児 6:1 に 1 人を加えた数 （全体で 2 人以上）	
嘱託医	要	要	基準適否	○
			嘱託医 2 人	
調理員	要 （委託は不要）	要 （委託・搬入は不要）	基準適否	—
			連携施設からの搬入のため	

施設の基準			認可申請事業所内保育事業	
類型	認可保育所（参考）	事業所内保育事業 （小規模A型）	IRIECOCO 保育園	
			類型	事業所内保育事業 （小規模型）
			運営主体	（株）HEART
			所在地	大瀬木 4338-2
保育時間	保育短時間 8 時間 保育標準時間 11 時間	保育短時間 8 時間 保育標準時間 11 時間	基準適否	○
			保育短時間 8 時間 保育標準時間 11 時間	
避難訓練 消火訓練等	月 1 回	月 1 回	基準適否	○
			月 1 回	
健康診断	年 2 回 （職員は年 1 回）	年 2 回 （職員は年 1 回）	基準適否	○
			年 2 回 （職員は年 1 回）	

○認可等チェックシートより抜粋

（※）職員の配置基準

クラス	0 歳	1 歳	2 歳	付加	計
定員	5 人	2 人	3 人		10 人
配置基準	1 : 3	1 : 6	1 : 6		
必要保育 従事者数	1. 3 人 2 人	0. 6 人 1 人	0. 3 人 1 人	1. 0 人 1 人	3. 2 人 (5 人)

・保育従事者配置数 7 人（管理者 1 人、常勤 2 人、非常勤 3 人、代替 1 人）。



様式第1号（第3条関係）

R 6 年 6 月 11 日

飯田市長 様

事業者 住 所

長野県飯田市大瀬木 4338-2

氏名 株式会社HEART

大間厚子

(名称及び代表者氏名)



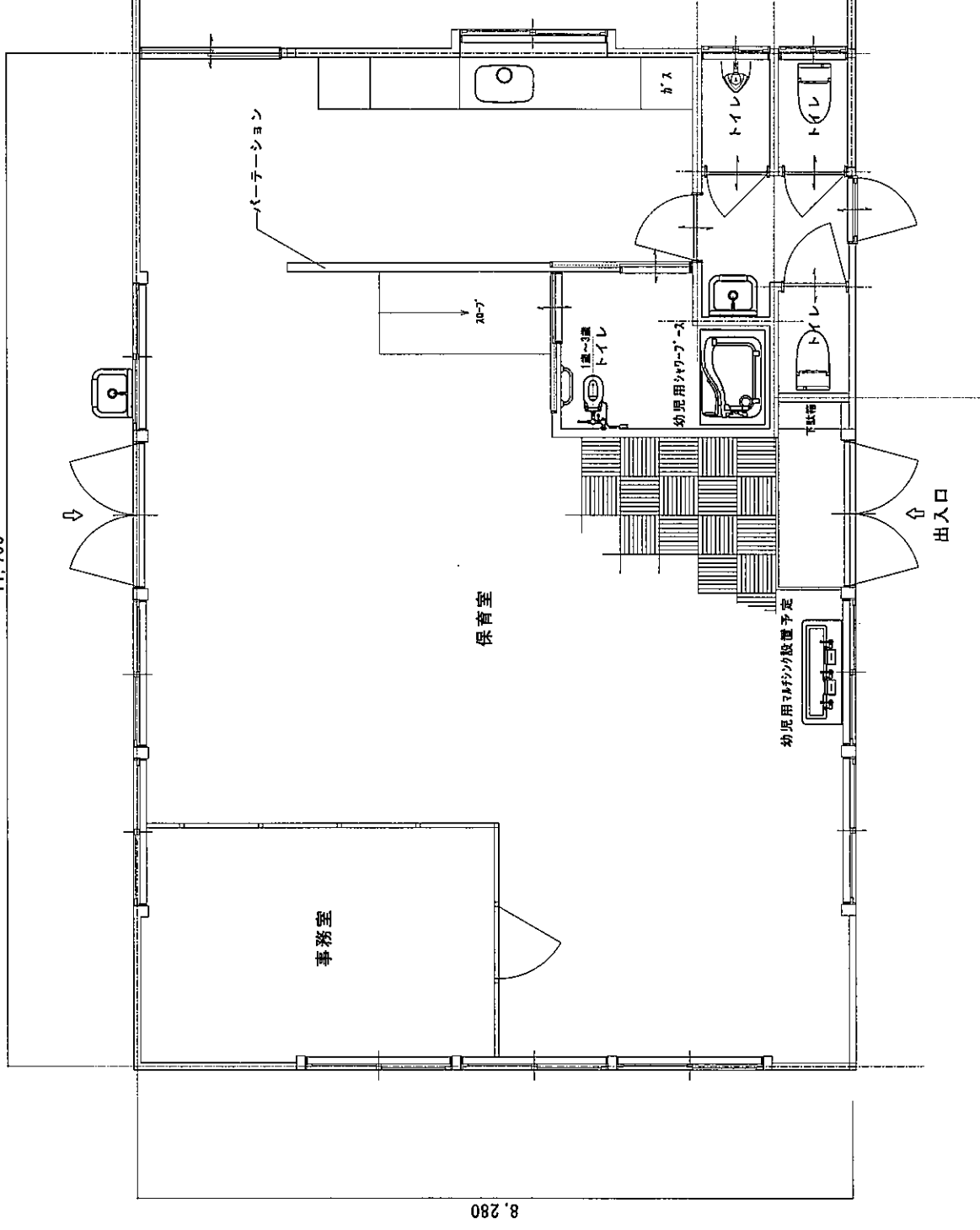
家庭的保育事業等認可申請書

家庭的保育事業等について、飯田市家庭的保育事業等の認可及び確認の手続きに関する規則第3条の規定により、添付書類を添えて下記のとおり申請します。

事業の種類	☐ 家庭的保育事業所 ☐ 小規模保育事業 (☐ A型 ☐ B型 ☐ C型) ☐ 居宅訪問型保育事業 ☒ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☒ 小規模型)
施設（園）名称	IRIECOCO 保育園
位置（住所）	長野県飯田市大瀬木 4338-2
事業開始（予定）日	R 6 年 10 月 1 日

添付書類 家庭的保育事業等実施計画書

11,700



8,280

Google ハート

